

# 藤田医科大学での研究活動における不正行為に係る調査等に関する規程

平成27年規程第4号

施行 平成27年2月1日

改正 令和3年9月1日

## (目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学における公正な研究の推進に関する規程（平成27年規程第2号。以下、公正な研究の推進に関する規程という）第21条に基づき、藤田医科大学（以下、本学という）における研究活動の不正行為又は不正行為の疑いが生じた場合の調査等に関する必要な事項を定め、組織の責任体制を明確にし、不正行為の抑止に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、「研究費」、「研究者等」、「不正行為」とは、公正な研究の推進に関する規程第2条に規定する、研究費、研究者等、不正行為をいう。

2. この規程において、「最高管理責任者」とは、公正な研究の推進に関する規程第5条に規定する最高管理責任者をいう。

3. この規程において、「配分機関」とは、公募型の研究費資金、私学助成等の基盤的経費等の配分を行う機関をいう。

4. この規程において、「受付窓口」とは、公正な研究の推進に関する規程第19条に規定する告発受付窓口をいう。

5. この規程において、「告発者」とは、不正行為を探知した者をいう。

6. この規程において、「告発等」とは、告発者からの通報、告発及び通報等に関する相談をいう。

7. この規程において、「被告発者」とは、告発者から告発等の対象として特定された者をいう。

## (体制)

第3条 告発の受付から調査に至るまでの体制の責任者として、不正行為調査責任者を置く。

2. 不正行為調査責任者は、学長の指名する副学長とする。

3. 不正行為調査責任者は、必要な組織を構築し運営する。

## (受付方法)

第4条 受付窓口は、告発者からの不正行為（その疑いがあるものを含む。以下この条から第7条までにおいて同じ）に関する告発等を書面、電話、FAX、電子メール、面談など選択できるように受付体制を整備するとともに、学内及び学外に受付体制を周知する。

## (不正行為に関する告発等)

第5条 告発者は、前条に規定する受付窓口で告発等を行う。

2. 受付窓口は、学内又は学外を問わず、すべての者からの告発等を受け付ける。ただし、この規程に別段の定めのあるとき又は正当な理由のあるときはこの限りではない。
3. 職員は、自らの職務において不正行為を知り得たときは、当該内容について受付窓口  
に告発等に努めなければならない。
4. 告発等は、原則として顕名とし、不正行為に関与したとする研究者・グループ、不正  
行為の様態等、事案の内容を明示して行うものとし、科学的な合理性のある理由が示さ  
れているものに限る。
5. 前項にかかわらず、匿名による告発等がなされた場合において、研究者等の不正行為  
について疎明されたときは、受付窓口は告発等を受け付ける。
6. 告発等がなされたときは、受付窓口は最高管理責任者に対し、告発等の内容を報告す  
る。最高管理責任者は内容を勘案し、受け付けるか否かを決定する。
7. 告発等がなされた場合において、当該告発等の内容が不正行為の実行前又は計画段階  
であるときは、最高管理責任者は、当該告発等の対象となる不正行為に関わる研究者等  
に警告を行うことができる。
8. 受付窓口は、告発等を受け付けたときは、告発者に対し当該告発等を受け付けた旨を  
通知する。ただし、告発者に対し通知する手段がないときは、この限りではない。
9. 告発者及び被告発者は、告発等を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかな  
る不利益な取扱いも受けない。

(予備調査)

第6条 最高管理責任者は、前条第6項の報告に係る告発等のうち受け付けた事案について  
予備調査の必要を認めるときは、予備調査委員会を設置することができる。

2. 予備調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 不正行為調査責任者
  - (2) 被告発者の所属する部局の長
  - (3) 委員長が指名する職員若干名
  - (4) 被告発者の所属する部局の事務責任者
  - (5) 監査室長
3. 委員は、告発者及び被告発者に該当せず、かつ告発者及び被告発者との間に直接の利  
害関係を有しない者とする。
4. 最高管理責任者は、予備調査中に委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該  
委員を交代させる。
  - (1) 委員が不正行為に関与しているとき又は関与が疑われるとき
  - (2) 委員が前項の要件を充たしていないとき又は充たしていないと疑われるとき
5. 予備調査委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
6. 第2項第3号の委員は、委員長が委嘱する。
7. 第2項第1号の委員が第4項各号のいずれかに該当したときは、最高管理責任者は、  
新たに委員長を指名する。なお、新たに指名された委員長は、改めて第2項第3号の委  
員を委嘱する。
8. 予備調査委員会は、告発内容の合理性、調査可能性等について遅滞なく予備調査を行

わなければならない。

9. 委員長は最高管理責任者に対し、速やかに予備調査の結果を報告しなければならない。
10. 最高管理責任者は、予備調査の結果を勘案し、30日以内に本調査の要否を決定する。
11. 前項の決定の結果、本調査を行わないときは、最高管理責任者は、その旨を理由とともに告発者に通知する。なお、告発者に対して通知する手段がない場合の取扱いは第5条第8項ただし書を準用する。
12. 受付窓口は、予備調査にかかる資料等を保存し、その事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じ開示する。

(本調査)

- 第7条 最高管理責任者は、前条第10項に基づき本調査の実施を決定したときは、本調査委員会（以下、調査委員会という）を設置し、本調査実施決定の日から30日以内に事実関係の調査を開始しなければならない。
2. 最高管理責任者は、本調査を行う旨をあらかじめ告発者及び被告発者に通知する。なお、告発者に対して通知する手段がない場合の取扱いは第5条第8項ただし書を準用する。
  3. 最高管理責任者は、本調査を行う旨をあらかじめ文部科学省及び配分機関に報告する。
  4. 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、委員の半数以上は、第4号の委員でなければならない。
    - (1) 不正行為調査責任者
    - (2) 委員長が指名する職員若干名
    - (3) 監査室長
    - (4) 学外の有識者若干名
  5. 委員は、告発者及び被告発者に該当せず、かつ告発者及び被告発者との間に直接の利害関係を有しない者とする。
  6. 最高管理責任者は、本調査中に委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を交代させる。
    - (1) 委員が不正行為に関与しているとき又は関与が疑われるとき
    - (2) 委員が前項の要件を充たしていないとき又は充たしていないと疑われるとき
  7. 調査委員会に委員長を置き、第4項第1号の委員をもって充てる。
  8. 第4項第2号及び第4号の委員は、委員長が委嘱する。
  9. 第4項第1号の委員が第6項各号のいずれかに該当したときは、最高管理責任者は、新たに委員長を指名する。なお、新たに指名された委員長は、改めて第4項第2号及び第4号の委員を委嘱する。
  10. 調査委員会を設置した場合は、委員の所属、氏名を告発者及び被告発者に示す。なお、告発者に対して通知する手段がない場合の取扱いは第5条第8項ただし書を準用する。
  11. 告発者又は被告発者は最高管理責任者に対し、委員の妥当性について前項の通知を发出した日から起算して14日以内に異議申立てをすることができる。
  12. 最高管理責任者は、前項に基づく申立ての審査の結果、その内容が妥当と認めるときは、当該委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。なお、

告発者に対して通知する手段がない場合の取扱いは第5条第8項ただし書を準用する。

(本調査の実施)

第8条 調査委員会は、不正行為の有無、不正行為の内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割について調査する。

2. 調査委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について事前に協議しなければならない。
3. 調査委員会は、告発者、被告発者及び関連する部局の職員に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な協力を要請することができる。なお、告発者、被告発者及び関連する部局の職員は、調査委員会の要請に対して、誠実に協力しなければならない。
4. 告発等によりその対応に当たるすべての者は、告発者、被告発者及び関連する部局の職員その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(調査方法)

第9条 本調査は、告発等のなされた事案に係る研究に関する、研究活動に関する論文、実験観察ノート、研究データ等の精査、研究関係者へのヒアリング、再実験の要請などにより行われる。

2. 調査委員会は、本調査に必要な資料を保全するためのあらゆる措置を講ずることができる。
3. 調査委員会は本調査を実施する際には、被告発者に弁明の聴取を行う。
4. 告発者、被告発者及び関連する部局の職員は、事実の究明のために本調査に誠実に協力しなければならない。なお、退職後においても同様とする。
5. 調査委員会は、本調査に際し、公表前の研究データ、論文等の情報が漏えいすることのないよう配慮に努める。

(認定)

第10条 調査委員会は、原則として本調査開始後150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為の有無、不正行為の内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度等、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割について認定を行う。

2. 被告発者は、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
3. 調査委員会は、前項により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、自認等の諸証拠を総合的に判断の上、不正行為の有無について認定を行う。

4. 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として、不正行為の認定をしてはならない。
5. 調査委員会は、被告発者が研究データや実験観察ノートその他の研究資料等の本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為ではないことを証拠をもって証明できないときは、不正行為があったものとみなす。
6. 調査委員会は、告発等が悪意に基づく告発等であると認められるときは、その旨の認定を行う。
7. 前項の認定に際しては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。ただし、告発者に対して通知する手段がないときはこの限りではない。
8. 調査委員会は、本調査の結果（認定を含む。以下同じ）を最高管理責任者に報告しなければならない。
9. 前項の報告には不正行為の有無、不正行為の内容、不正行為に関与した者とその関与度合い、悪意に基づく告発か否かを含める。

（調査結果の通知及び報告）

第11条 最高管理責任者は、前条第8項の報告に基づき、告発者、被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む）及び関連する部局長に対し、本調査の結果を通知する。なお、告発者に対して通知する手段がない場合の取扱いは第5条第8項ただし書を準用する。

2. 最高管理責任者は、文部科学省及び配分機関に対し、本調査の結果を報告する。

（不服申立て）

第12条 不正行為が認定された場合の被告発者は、最高管理責任者に対し、前条第1項に定める通知をした日から14日以内に限り、不服申立てを行うことができる。

2. 前項は、悪意に基づく告発と認定された場合の告発者の不服申立てに準用する。
3. 第1項及び第2項の不服申立ては、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰返すことはできない。
4. 最高管理責任者は、不服申立てをした者及び次の各号に掲げる者に対し、不服申立てがあった旨を通知するとともに、文部科学省及び配分機関に対し報告する。

（1）第1項に規定する不服申立て 告発者

（2）第2項に規定する不服申立て 被告発者

（不服申立ての審査及び再調査）

第13条 最高管理責任者は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受けたときは、当該調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。

2. 最高管理責任者は、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に調査をさせることができる。
3. 調査委員会は、第1項の審査において不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を最高管理責任者に報告する。ただ

- し、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けないことができる。
4. 最高管理責任者は、被告発者又は告発者に前項の審査結果を通知する。
  5. 前条第1項の不服申立てに関する再調査を行う決定を行った場合、調査委員会は、被告発者に対して第10条の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被告発者が必要な協力を行わないときには、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。
  6. 調査委員会は、前条第1項に関する再調査については、調査開始日から50日以内に、その結果を最高管理責任者に対し報告しなければならない。
  7. 調査委員会は、前条第2項に関する再調査については、調査開始日から30日以内に、その結果を最高管理責任者に対し報告しなければならない。
  8. 最高管理責任者は、前2項の報告に基づき、告発者及び被告発者に対し、再調査の結果を通知する。なお、告発者に対して通知する手段がない場合は第5条第8項ただし書を準用する。
  9. 最高管理責任者は、再調査を行うか否か、及び再調査結果について、文部科学省及び配分機関に報告する。

(調査結果の公表)

第14条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、次の事項について速やかに本調査の結果を公表する。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定されたときは、不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
  - (2) 不正行為の内容
  - (3) 調査委員会が公表時までに行った措置の内容
  - (4) 調査委員会の委員の氏名及び所属
  - (5) 調査の方法及び手順
  - (6) その他必要な事項
2. 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定をした場合、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、本調査の結果を公表する。
  3. 前項の公表をする場合、その内容には、次の事項を含む。
    - (1) 不正行為は行われたとの認定をしなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む）
    - (2) 被告発者の氏名及び所属
    - (3) 調査委員会の委員の氏名及び所属
    - (4) 調査の方法及び手順
    - (5) その他必要な事項
  4. 最高管理責任者は、悪意に基づく告発の認定を行ったときは、告発者の氏名及び所属、

悪意に基づく告発の内容を併せて公表する。

5. 予備調査委員会及び調査委員会の委員その他この規程に基づき不正行為の調査に関係した者は、告発者及び被告発者の意に反して、告発及び調査の内容その他告発又は調査に関する内容について、関係者以外に漏洩してはならない。

#### (措置)

第15条 最高管理責任者は、不正行為を行ったと認定された者、不正行為への関与が認定された者、不正行為が認定された論文等の内容についての責任者に対して、学校法人藤田学園就業規則等に基づく処分を決定するため、懲戒審議会の開催を理事長に要請する。なお、悪意に基づく告発と認定された場合も同様とする。

2. 最高管理責任者は、不正行為の情状を鑑みて、必要に応じて法的措置を講ずる。
3. 最高管理責任者は、不正行為が認められなかったときは、必要に応じて被告発者等への不利益発生を防止するための措置を講ずる。

#### (守秘義務)

第16条 予備調査委員会及び調査委員会の委員その他この規程に基づき不正行為の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏えいしてはならない。

#### (調査委員会の事務)

第17条 予備調査委員会及び調査委員会に関する事務は、法人本部監査室で行う。

#### (文部科学省等への報告に関する事務)

第18条 文部科学省等への報告に関する事務は、研究支援推進本部事務部研究費管理課で行う。

#### (雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、研究の不正行為に係る調査等の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

#### (改正)

第20条 この規程の改正は、常務会の決議による。

#### 附則

1. この規程は、平成27年2月1日から施行する。
2. 平成27年11月1日一部改正
3. 平成29年4月1日一部改正
4. 平成30年10月10日一部改正
5. 平成31年4月1日一部改正

6. 令和3年9月1日一部改正